

## 福祉のしごとインターンシップ実施に関する受入施設と学校との覚書

(以下、甲という) と (以下、乙という)  
は、平成 年度に実施する「福祉のしごとインターンシップ」の取扱いにつ  
いて、次のとおり覚書を締結する。

### 1 インターンシップの概要

別添「福祉のしごとインターンシップ受入概要」のとおりとする。

### 2 事故時の対応

乙は、学生に対し、体験中に事故が起こった場合甲に報告させるものとする。

なお、体験中の事故への対応は、要項の9「事故への対応」の定めるとおりとする。

### 3 誓約書の提出

「福祉のしごとインターンシップ」に参加する学生は、体験に先立ち甲に対  
し「誓約書」を提出する。

### 4 体験の打ち切り

誓約書に違反する行為が生じた場合、甲は乙と協議の上、体験を打ち切ること  
ができる。

### 5 その他の対応

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

### 6 覚書の効力

この覚書は、下記の署名日付より体験修了日まで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ  
1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 (受入施設)  
責任者役職  
氏名

印

乙 (学校等)  
責任者役職  
氏名

印